



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

2013年7月29日

第4回ミャンマー法セミナー（於：東京）  
（税法第2回目）

弁護士法人キャスト（日本）  
村尾龍雄律師事務所（香港）  
弁護士・税理士 村尾龍雄

**Q1** ミャンマーにおいてビジネス展開する際に、適法性を最大限重視する前提で、弊社に有利なタックススキームを構築したいと考えております。その際にどのような基本的視点に立脚すべきでしょうか。

**A** タックススキームの基本的視点は次のとおりです。

○ 軽減税率と限度税率の二重効果を最大化する ○

1、ミャンマー国内税法に依拠して、軽減税率（免税を含む）の享受ができないか（国内法による法律効果）

2、租税条約に依拠して、限度税率の享受ができないか（租税条約による法律効果）

要するに、ミャンマーで発生する税金（源泉徴収税を含みます）を下げるか、なくすかの道具は国内法由来と租税条約由来の2つしかないのですから、それを組み合わせて最大限の減税・免税効果が得られるように設計するほかない、ということです。

**Q2** 弊社は日本からミャンマーに投資し、会社設立する予定ですが、その方法には問題があるでしょうか。

**A** 日本とミャンマーには租税条約がありません。今後それを締結するまでにはとても長い時間がかかるでしょう。これはQ1のAで解説した2つの武器のうち1つを失うことを意味しています。そうだとすれば、租税条約の不在のために、とても大きな不利益が生じる場合があります。

例えば日本企業A1がミャンマー企業Bと出資比率30%対70%で合弁会社Cを設立したとします。しかし、Bが少数株主A1の意向を頻繁に無視するというで両者の関係が悪



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

化し、A1 は B に対して合弁契約に基づく put option (株式買取請求権) を行使することになりました。valuation (企業価値算定) をどうするかについて妥結までに若干の苦労がありました。A1 が妥結できない場合、B の過去の行状が “just and equitable” に反することを理由として会社法に基づき裁判所に C の解散命令 (winding-up order) を申請するというプレッシャーをかけた結果、A1 の当初出資額 100 に対して 200 の価値で合意しました。しかし、ミャンマーのキャピタルゲイン課税 (株式の値上がり益に対する課税) は非居住者について 40% と高額なので、 $(200 - 100) \times 40\% = 40$  もの税金を源泉徴収され、結果的に利益が 60 しか残らなかったのです (40% は日本の法人税の実効税率約 38% <sup>【1】</sup> よりも大きいので、この部分の利益に日本で二重に課税がされることはありません)。

しかし、日本企業 A1 がシンガポール企業 A2 に置き換わるとどうなるでしょうか。シンガポールとミャンマーの間には租税条約があり、かつ、次の条文があります。

(英語原文)

条文番号	条文内容
第 13 条第 4 項	Gains from the alienation of shares of the capital stock of a company the property of which consists directly or indirectly principally of immovable property situated in a Contracting State may be taxed in that State.
第 13 条第 5 項	Gains from the alienation of shares of a company other than those mentioned in paragraph 4 may be taxed in the Contracting State of which the company is a resident but only if: (a) the shares held or owned, directly or indirectly, by the alienator amount to at least 35 per cent of the entire share capital of such company at any time during the fiscal year in which the alienation takes place; and (b) the total of the shares alienated by the alienator during the fiscal year in which the alienation takes place amounts to at least 20 per cent of the aggregate of his holding in the share capital of such company at the beginning of such fiscal year and any acquisition of the shares in that year.

(仮訳)

条文番号	条文内容
第 13 条第 4 項	会社の資本株式の株式の譲渡からの所得で、その会社の財産が直接的又は間接的に主として締約国に所在する不動産で構成される場合、当該国において課税され得る。

<sup>1</sup> 復興増税が法人税について存在する 2015 年まで東京都に所在する資本金 1 億円超の企業の場合で 38.01%



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

第13条第5項	第4項で述べた場合を除き、会社の株式の譲渡から得られる所得は、その会社が居住者である締約国において課税され得る。ただし、次の場合に限られる。 (a) 譲渡者により直接的又は間接的に保有又は所有される株式が当該譲渡のあった会計年度の任意のときに、当該会社の全株式資本の少なくとも35%に達しており、かつ (b) 当該譲渡のあった会計年度における譲渡者により譲渡された株式の合計が当該会計年度の期首における当該会社の株式資本においてその保有するものと、当該年度において株式を取得したものの累計の少なくとも20%に達している場合。【2】
---------	---

この限度税率効果（租税条約とミャンマー国内税法が矛盾衝突する場合、条約の法律に対する優位により、租税条約がミャンマー国内税法に置き換わります）により、A2は40%のキャピタルゲイン課税を回避（免税）することができます。

ちなみに、(b)の法律要件の解釈として、(X) A2とBの合併比率が50%対50%で、シンガポールが35%以上の株式資本を有する株主であったとしても、put option行使の結果、50%の20%未満である9.9%ずつ、合計6年の会計年度に分けて株式譲渡を実行する場合（6年目は0.5%譲渡のみ）、免税効果を楽しむことができる、と考えられるかもしれません。(Y)それは駄目で、初年度は9.9%でOKだけれども、2年目は $(50\% - 9.9\%) \times 20\% = 8.02\%$ 未満（例えば8.01%）、3年目は $(50\% - 9.9\% - 8.01\%) \times 20\% > 6.4\%$ だから6.4%など各年度の株式保有比率の20%未満とする限り、免税効果を楽しむことができる、と考えることになるかもしれません（こちらの考え方のほうが文言に整合的かもしれません）。その実現のためには毎年新たな契約を締結するのではなく（そのようなアプローチは相手方の気が変わる可能性があり、適切ではありません）、1回の契約で処理し、ただし(b)の法律要件を満たすために譲渡の法律効果が生じる会計年度を数年に分けるようにすればよい、と考えられます。

この場合、債務者（株式譲渡代金債務を履行すべき者）であるBの数年間の財産状況の変化に懸念が生じますが、最初の契約時にエスクロー口座開設に売買代金全額払込みをさせるなどの対応が検討されるべきものと考えられます。【3】

2 韓国、タイ、マレーシアには(b)に相当する法律要件がなく、ベトナムに至っては(a)に相当する法律要件すらなく、いずれもシンガポールとミャンマーの租税条約の免税要件と比較して劣ります。

3 エスクロー口座を海外に開設する場合、売買代金全額に相当する外貨送金時に源泉徴収の納付済み証明なしで外貨送金を外貨管理当局が許すか、許さない場合、ミャンマー国内で



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

(Z) もっとも、(X) にせよ (Y) にせよ、免税効果の享受のために数年を待たなければならぬとか、エスクロー口座開設など面倒な手続きを経なければならぬのは嫌だ、と考える方々は、ミャンマー企業 B との合併を組織する際に、シンガポール企業 A2 を複数用意し、いずれの株式比率も 35%未満に調整するならば、最初から (a) の要件を満たさないようにする、という方法が考えられます。具体的には B の出資比率が 50%なのであれば、シンガポール企業 A2-1 に 25%、A2-2 に 25%を保有させ、いずれも 35%未満とすることで (a) の要件を満たさないようにする、ということですね。この方法であれば、C が A2 の 100%子会社であり、これを将来的に M&A を通じて第三者に全部株式を売却する場合にも、A2-1、A2-2、A2-3 の 3 社を用意し、それぞれの株式保有比率が最大でも 35%を超えないように調整することで、乗り越えることが可能であるように思われます。

いずれにせよ、このようなやり方が通用するかはミャンマーの税務当局との関係で協議を図るのが慎重かと存じますが、1 つのタックススキームとして頭に入れておくといよいのではないかと考えます。

以上より、租税条約がない日本から投資するよりも、シンガポールから投資することに一般論として優位があると言い得ることになります。

シンガポールは香港と同様、海外（ミャンマー）における株式譲渡に関するキャピタルゲインに課税をしませんので、租税条約の免税効果を享受できる場合、キャピタルゲイン課税はゼロとすることができ、これは究極のタックススキームとなります。

なお、ミャンマー法は現在のところ、利益配当に対する源泉徴収税率をゼロとしていますから、そもそも全額配当実施ができるだけのキャッシュ余力があれば、色々と苦勞をしないでも、キャピタルゲインそのものを消し去ってしまうという方法が考えられても良いかもしれません (( $\alpha$ )それができると ( $\beta$ ) できない場合、またできるとしても、( $\alpha - 1$ ) 全額配当できる場合と ( $\alpha - 2$ ) 一部配当しかできない場合に分かれるので、転ばぬ先の杖として、上記 (X) 乃至 (Z) - (Z) がベストに思えます-との合わせ技を考慮すべきこととなります)。

---

エスクロー口座開設はいかにして行かぬかなど問題があり得ますが、コモンローによる影響を一定程度受けるミャンマーでは少なくとも A2 のミャンマー人弁護士を stakeholder とする処理は認められ得るのではないかと、それによりエスクロー口座と同様の法律効果を期待することができるのではないかと初歩的に考えています (ただし、ここでは stakeholder の意義と機能の解説を省略します)。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

**Q3 シンガポール法人から投資し、そこで得られるキャピタルゲインについて免税効果を享受できるとしても、日本に持って帰る場合に物凄く大きな課税があるのではないですか。**

**A** 日本における課税について、次の理由により「物凄く大きな課税」が生じることはないと考えます。(理由は専門家向けに詳細に書くのではないので、簡潔な説明にとどめます)

#### 1、タックスヘイブン対策税制との関係

シンガポールの法人税は 17%であり、日本の租税特別措置法の規定するタックスヘイブン対策税制の規定するトリガー税率 20%【4】を下回りますから、シンガポール法人は特定外国子会社等に該当するとして日本で合算所得に対する課税が生じないかが懸念されます。確かにシンガポール法人がシンガポールで「独立企業として実態があり、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性がある」と認められない場合、せっかくミャンマーとシンガポールでキャピタルゲイン課税を免れることができたとしても、日本で法人税の課税を受ける結果となり得ますから、除外要件を満たすシンガポール法人が用意できることが必要です。【5】それができる限り、日本で「物凄く大きな課税」(約 38%の法人税課税)が生じることはありません。

#### 2、外国子会社配当益金不算入制度との関係

2010年に外国子会社配当益金不算入制度ができたので、シンガポール法人から日本に利益配当を実施する場合、そのうち 95%を益金算入しなくてよくなったので、残る 5%に法人税(脚注 1 参照)が課税されますので、 $5\% \times 38.01\%$ で 2%弱の法人税を納税する必要が生じるにすぎません。したがって、ここでも日本で「物凄く大きな課税」が生じることはありません。

4 英国が法人税を 20%に引き下げたことを契機として、トリガー税率を 18%に引き下げる検討が行われていますが、この比率であればシンガポールはなおタックスヘイブン地域であることとなります。

5 特定外国子会社等がタックスヘイブン対策税制の除外要件を満たしても、「資産性所得」に該当する場合、なお日本で合算所得に対する課税が生じ得ます。株式譲渡益との関係で言えば、次の場合に注意を要します。

特定法人の株式等の譲渡による所得の合計額から取得価額及び直接費用等を控除した金額ここに「特定法人」とは次の場合を言います。

特定外国子会社等による直接の株式等保有割合(自己株式等を除く)が 10%未満の法人(租税特別措置法第 40 条の 4 第 4 項 1 号、第 66 条の 6 第 4 項 1 号)。

したがって、このような少数株主となる出資の場合には注意が必要です。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

**Q4 租税条約の限度税率効果は万能なのですか。**

**A** いいえ。租税条約はあくまでシンガポールとミャンマーなど二国間で不合理な二重課税が発生しないことを目的とする条約ですから、シンガポール法人がミャンマーから持って帰ろうとする所得に関する源泉徴収について減税、免税の法律効果を付与するものにすぎません。したがって、税目は所得税法に基づく法人所得税（日本の法人税）、個人所得税（日本の所得税）やこれに準じるもの（日本の住民税）に限定され、その他の税目（商業税、関税等）に当該効果が及びません。また、ミャンマー法人が法人所得税の減税及び免税を享受できるかといった国内マターに租税条約の効果は及びません。ここに租税条約の限界があり、そこを埋めるのがミャンマー国内税法に基づく軽減税率効果である、ということが出来ます。

**Q5 ミャンマー国内税法は、特に外国の投資家に対してどのような減税、免税の仕組みを持っているのですか。**

**A** そのような仕組みは外国投資法に依拠します。外国投資法における条文は末尾別紙 1 のとおりです。しかし、ここでは幾つか主要な条文を簡単に検討しておきましょう。

#### 1、外国投資法第 27 条第 (a) 項

##### 外国投資法第 27 条第 (a) 項

商品の製造又はサービスのためのいかなるビジネスに対しても商業規模の開始年度を含めて連続する 5 年の期間、所得税の免除。さらに、連邦に対して利益がある場合、投資が行われたビジネスの成功により、適切な期間の税金の免除又は税額控除。

この「商業規模の開始年度」の意義が製造業について、次に掲げる収入発生日の属する会計年度を指称するとすれば、中国における過去の二免三減（累損を解消し、納税開始が可能な利益計上をした最初の会計年度から 2 会計年度は企業所得税を免税、これに続く 3 会計年度は半減とするタックス・ホリデー）と比較して、外国の投資家にとって随分不利な制度となります。

##### 外国投資法規則第 94 条

製造業又はサービス業の収入が発生する開始日を次のように規定することにする。

(a) 輸出にかかる製造業では、運送書類、航空便請求書又は同様の国際貿易で使用されている証明書に記載のある日は、建設完成日より 180 日を超えてはならない。





本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

(b) 国内で販売する製造業では、最初の収入発生日は、建設完成日より 90 日を超えてはならない

そこで、外国投資法の枠内で「連邦に対して利益がある場合、投資が行われたビジネスの成功により、適切な期間の税金の免除又は税額控除」の具体化として一層長期間の免税を得るアプローチもあり得ますが、他方で近日中に公布、施行されるであろう「経済特区法」はなお草案レベルであるものの、保税区内であれば最初から 7 年の期間が用意されているので、経済特区の活用を考えることも一案です（別紙 2 参照）。

## 2、外国投資法第 27 条第 (d) 項

### 外国投資法第 27 条第 (d) 項

(d) 製造業により製造された商品が輸出されるならば、当該輸出から生じる利益について 50% を上限とする所得税の税額控除

これは所得税の税額控除形式をとりながら、その実質は輸出補助金に該当します。ミャンマーは英国から独立した記念すべき 1948 年に GATT に加盟しているもので、1995 年に WTO が成立した時からの原加盟国です。とすると、本来的にこうした輸出補助金の交付は WTO ルールに照らし違法とされるべきです。しかし、ミャンマーは現在 Least Developed Country（後発開発途上加盟国）として輸出補助金の交付の違法性を問われない法的地位を有しています。これは TRIPS（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）との不整合を問われない法的地位を有しているのと共通する、後発開発途上加盟国保護策の一環です。

この制度は年度制限がありませんので、5 年や 7 年の期間制限を受けずに、安定的な減税策を輸出型企業にもたらすメリットがあると思われます。

## 3、外国投資法第 27 条第 (h) 項

### 外国投資法第 27 条第 (h) 項

ビジネスの建設期間中に実際に使用する必要があるとして、ビジネスで使用される輸入される機械、設備、器具、機械の構成部品、予備部品及び原料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除

自家用生産設備等の免税輸入制度です。これは中国でも見られたもので、その歴史に照らせば、国家の発展段階とともに、その享受のための法律要件が段々と厳格化するはずだ



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

ということになります。しばらくの間、極めて緩い法律要件で免税輸入メリットを享受することができるはずだ、と推測されます。

しかし、ポイントは「中古設備を免税輸入できるか」にあります。ミャンマービジネスで期待できる利益水準が高いものでないとするれば、新品の生産設備を持つてくるのではなく、中古設備で賄わなければ、投資回収までに時間がかかり過ぎる憾みがあるからです。

もともと、現時点でミャンマー政府は中古設備の輸入には消極的ですが、OK の場合と OK でない場合を画する基準が不明確であるので、この点は実務に委ねざるを得ないという問題があります。この点は中国の中古設備輸入制度を見習うなどして、環境等に有害ではない中古設備の輸入を積極化させる政策が必要である、と考えます。

#### 4、外国投資法第 27 条第 (i) 項

##### 外国投資法第 27 条第 (i) 項

ビジネスの建設の完成後の最初の 3 年間で製造のために輸入される原材料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除

ミャンマー国内販売向け商品のための原材料に関する免税輸入を認める趣旨であるなら、固有の意義が認められます。

#### 5、外国投資法第 27 条第 (k) 項

##### 外国投資法第 27 条第 (k) 項

輸出のために製造される商品にかかる商業税の免除又は税額控除

商業税は付加価値税であり、付加価値税は輸出されれば全額還付が原則です（唯一？の例外は中国であり、増値税の全額還付をしない、という極めて特殊な法制度を有します）。したがって、ミャンマーの商業税が付加価値税の原則を遵守する限り、この条項は確認的規定にすぎず、創設的意義を持たないこととなります。

以上





本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

## 別紙1 外国投資法関連条文

### 【外国投資法第12章】（免除及び税額控除）

27. 委員会は、国家内に外国投資を促進する目的で、投資家に次の税金の免除又は税金の税額控除のうち第(a)号に含まれる税金の免除又は税金の税額控除を許可しなければならない。これに加えて、残りの税金の免除又は税金の税額控除の1つ若しくは1つを超える、又は全ては、申請されるならば、許可されることができる。

(a) 商品の製造又はサービスのためのいかなるビジネスに対しても商業規模の開始年度を含めて連続する5年の期間、所得税の免除。さらに、連邦に対して利益がある場合、投資が行われたビジネスの成功により、適切な期間の税金の免除又は税額控除。

(b) 再投資のための留保基金として維持されたビジネスから生じる利益で、そこから1年以内に再投資された場合についての所得税の免除又は税額控除

(c) 所得税評価の目的でビジネスに用いられる機械、設備、建物又はその他の資本資産に関して、連邦により規定される償却を控除する比率として計算した後に、利益から償却を控除する権利

(d) 製造業により製造された商品が輸出されるならば、当該輸出から生じる利益について50%を上限とする所得税の税額控除

(e) 連邦内に居住する市民に適用される比率で外国人の所得について所得税を支払う権利

(f) 連邦内で実際に必要とされ、実行される調査及び開発のビジネスのために生じる評価可能な所得からの費用を控除する権利

(g) 損失を蒙った年から連続する3年を上限として個々のビジネスについて第(a)号に含まれる所得税から免除又は税額控除の享受後、連続する2年以内に実際に蒙った損失を持ち越し、相殺する権利

(h) ビジネスの建設期間中に実際に使用する必要があるとして、ビジネスで使用される輸入される機械、設備、器具、機械の構成部品、予備部品及び原料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- (i) ビジネスの建設の完成後の最初の 3 年間で製造のために輸入される原材料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除
- (j) 投資額が委員会の認可を得て増加し、かつ、もとの投資ビジネスが許可された期間に拡大したならば、拡大されたビジネスに使用するのに実際に必要であるとして輸入される機械、設備、器具、機械の構成部分、予備部品及び原材料について、関税若しくは内国税、又はその双方の免除又は税額控除
- (k) 輸出のために製造される商品にかかる商業税の免除又は税額控除

#### 【外国投資法規則第 14 章】（免除及び税額控除）

- 92. 投資家又は発起人は、外国投資法第 12 章、第 27-b から k までにより定められる税金の免除及び税額控除の 1 つ、1 つ以上、又は全ての権利を享受するため、委員会に税金の免除及び税額控除様式 10 で申請できる。
- 93. 投資家又は発起人は、規則番号 92 のとおり免除又は税額控除を申請する場合、委員会は必要に応じ、精査を行って許可しなければならない。精査には、必要な証拠、書類などを投資家、発起人、関連する政府部門、組織、又はその他関連するビジネス団体に要求して調査しなければならない。
- 94. 製造業又はサービス業の収入が発生する開始日を次のように規定することにする。
  - (a) 輸出にかかる製造業では、運送書類、航空便請求書又は同様の国際貿易で使用されている証明書に記載のある日は、建設完成日より 180 日を超えてはならない。
  - (b) 国内で販売する製造業では、最初の収入発生日は、建設完成日より 90 日を超えてはならない
  - (c) サービス業では、ビジネス開始日は、建設完成日より 90 日を超えてはならない。
- 95. 投資家又は発起人は、規則番号 94 により自らの製造業又はサービス業の収入が発生する開始日を委員会に収入発生開始報告様式 11 で提出しなければならない。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

96. 委員会は、税金の免除又は税金の税額控除の申請を受ける場合、発起人又は投資家の申請書に基づき精査し、ビジネスの開始日を許可することができる。許可する場合、税金の免除又は税金の税額控除の種類及び期間を定めなければならない。許可したことを発起人又は投資家及び関連する政府部門、組織へ連絡しなければならない。